

## 回答書

件名：災害時における河川災害緊急対策業務（測量・地質調査・調査検討・設計・用地境界測量等）に関する協定締結

番号	質問事項	回答
1	協定参加資格確認申請書の「配置予定管理（主任）技術者の経歴書等（様式-4）」について最大5名までなっておりますが、配置予定の人数及び保有資格によって業者選定の評価対象となりますでしょうか。業者選定評価表等の資料がありましたらご教示お願いいたします。	本協定の締結者の選定に係る配置予定技術者の資格要件については、公告「3. 資格要件（2）技術者要件」に記載のとおりで、人数については要件及び評価に含まれておりません。
2	協定の期間中に、配置予定技術者を変更することは可能でしょうか。	配置予定技術者の変更については別紙－1 協定書（案）第4条をご確認下さい。「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、遅滞なく書面により報告するものとしています。
3	災害発生時には被災地域が関東全域である場合や局所的な場合もあり、要請の内容や規模を想定することが困難であります。要請時における（機材の調達が困難である、または）人員の確保が困難であるなどのやむを得ない事情で対応をお断りすることは可能でしょうか。可能である場合はその旨を協定書に反映していただくことは可能でしょうか。	本協定では、協定書（案）第5条に基づき出動を要請することとなりますが、要請時に協定締結企業が被災するなどやむを得ない理由で出動が困難な場合には、本協定に定めのない事項として、協定書（案）第14条に基づき協議することが可能となっております。